

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要																																																																														
1 工事名称	野寺放課後児童保育室建設工事																																																																													
2 工事場所	新座市野寺五丁目1番24号																																																																													
3 工期	契約日から令和年月日																																																																													
現場施工期間	令和年月日から令和年月日																																																																													
4 建物概要	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。																																																																													
<table border="1"><thead><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th>延面積(m²)</th><th>消防法施行令別表第一</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 野寺放課後児童保育室</td><td>S造</td><td>2階</td><td>669.07m²</td><td>(15)項</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考	① 野寺放課後児童保育室	S造	2階	669.07m ²	(15)項		②						③						④						⑤																																														
建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考																																																																									
① 野寺放課後児童保育室	S造	2階	669.07m ²	(15)項																																																																										
②																																																																														
③																																																																														
④																																																																														
⑤																																																																														
5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）																																																																														
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">建物別及び屋外</th><th colspan="5">工事種別</th></tr><tr><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th></tr></thead><tbody><tr><td>● 空調設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>● 換気設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 排煙設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 自動制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 衛生器具設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>● 給水設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>● 排水設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>● 給湯設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 厨房機器設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ ガス設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		建物別及び屋外	工事種別					①	②	③	④	⑤	● 空調設備	一式					● 換気設備	一式					○ 排煙設備						○ 自動制御設備						○ 衛生器具設備	一式					● 給水設備	一式					● 排水設備	一式					● 給湯設備	一式					○ 消火設備						○ 厨房機器設備						○ ガス設備					
建物別及び屋外	工事種別																																																																													
	①	②	③	④	⑤																																																																									
● 空調設備	一式																																																																													
● 換気設備	一式																																																																													
○ 排煙設備																																																																														
○ 自動制御設備																																																																														
○ 衛生器具設備	一式																																																																													
● 給水設備	一式																																																																													
● 排水設備	一式																																																																													
● 給湯設備	一式																																																																													
○ 消火設備																																																																														
○ 厨房機器設備																																																																														
○ ガス設備																																																																														
6 指定部分 ※無 ・有 対象部分： 工期：令和年月日																																																																														
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）																																																																														
1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																														
2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																														
3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																														
8 工事範囲 図示のとおり																																																																														
9 機械設備工事概要																																																																														
・ 児童保育室は冷暖切替式ビル用マルチエアコン、事務室は個別エアコンを設置する。 ・ 各室は排気ファンによる第3種換気を行う。（事務室は全熱交換ユニットによる第1種換気） ・ 必要箇所に衛生器具を設置する。 ・ 公道からの新規給水引込管は学校敷地内を布設の上、直結増圧方式による給水を行う。 ・ 排水は自然流下とし、給水引込管同様に学校敷地内を排水管布設する。 公道上に公共柵2組を新設し、既設人孔樹造の上、接続放流する。 ・ シャワーブース及び流し台には、貯湯式電気温水器による給湯を行う。																																																																														
10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。																																																																														
11 同時期発注の関連工事 ○建築工事 ○電気設備工事																																																																														
II 工事仕様																																																																														
1 共通仕様																																																																														
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。 (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。 (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。																																																																														
2 特記仕様																																																																														
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。 ○印●印の付いた場合は、共に適用する。																																																																														

章 項目		特記事項																																																											
① 機材等	●	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注者を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7%以内の有無を確認し、7%以内を含む機材は、使用しないこと。（国等による環境物品等の調達推進に関する法律）（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。 ○置く ※置かない																																																											
② 電気保安技術者	●	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外、上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空調和機器施工（冷凍空調機器の据付）																																																											
③ 施工条件	●	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																											
4 技能士の適用	●	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない																																																											
⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	●	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																											
6 監督員事務所	●	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																											
⑦ 官公署その他への届出手続等	●	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																																											
⑧ 工事用電力・水等	●	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																																											
⑨ 工事用仮設物	●	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ○構外搬出適切処理する。																																																											
⑩ 足場・さんばし類	●	※根切土中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類																																																											
⑪ 建設発生土の処理	●	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。 ※使用できない。																																																											
⑫ 埋め戻し土・盛土	●	再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																											
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	●	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分をするもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。																																																											
⑬ 発生材の処理等	●	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																											
⑭ 容量等の表示	●	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2) 地中埋設紙（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・不要																																																											
⑮ 配管	●	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K _H 及び設計用鉛直地震力K _V （K _H /2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。																																																											
⑯ 耐震施工	●	設計用水平地震力 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th colspan="3">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>屋上及び塔屋</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td></td><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td></td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td></td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td></td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table> (注)（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < >内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設	一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)		<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6		(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4		(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設	一般の施設																																																											
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																									
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																									
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																									
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																									
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																									
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																									
⑰-1) あと施工アンカー	●	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																											

⑰ 防露保温工事	●	標準仕様書第2編によるほか下記による。 空気調和設備工場の保温の種別 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">ドレン管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>e3・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td rowspan="4">蒸気管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(ハ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C2・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td><td>D・(ロ)・Ⅱ</td></tr><tr><td rowspan="4">冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C1・(イ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td><td>D・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td rowspan="4">温水管（膨張管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C2・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td><td>D・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td rowspan="4">ダクト</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>O1・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋内露出（機械室、書庫、倉庫）</td><td>N・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S内</td><td>N・(ロ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>K3・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td rowspan="4">円形ダクト</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>O1・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋内露出（機械室、書庫、倉庫）</td><td>N・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S内</td><td>N・(ロ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>P3・(イ)・Ⅹ1</td></tr><tr><td>消音内貼り</td><td>サライチヤンパー</td><td>M・(ロ)・Ⅸ</td></tr><tr><td></td><td>消音チャンパー・消音エルボ</td><td>L・(ロ)・Ⅸ</td></tr></tbody></table> 給排水衛生設備工場の保温の種別 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">給水管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>天井内</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>P S内及び空隙壁中</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">排水及び通気管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>—</td></tr><tr><td>天井内</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>P S内及び空隙壁中</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内</td><td>e2・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>P S内及び空隙壁中</td><td>d・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td rowspan="4">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内</td><td>e2・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>P S内及び空隙壁中</td><td>d・(ロ)・Ⅰ</td></tr></tbody></table> (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。 2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種類は、（※グラスウール ・ ロックウール）とする。 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅶとする。 6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。 ・屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防露保温を行うこと。 ※図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防露保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。 下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫 ・ 下記の金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかきり部 ・ ） 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。	区分	施工箇所	保温種別	ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ	蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅱ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(イ)・Ⅱ	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅱ	冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ハ)・Ⅲ	温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅰ	ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・Ⅹ1	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・Ⅹ1	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・Ⅹ1	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・Ⅹ1	円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・Ⅹ1	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・Ⅹ1	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・Ⅹ1	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・(イ)・Ⅹ1	消音内貼り	サライチヤンパー	M・(ロ)・Ⅸ		消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅸ	区分	施工箇所	保温種別	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ	P S内及び空隙壁中	—	排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—	機械室、書庫、倉庫	—	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ	P S内及び空隙壁中	—	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内	e2・(ロ)・Ⅰ	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内	e2・(ロ)・Ⅰ	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																						
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																																																																						
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																																																																						
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ																																																																																																						
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅱ																																																																																																						
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(イ)・Ⅱ																																																																																																						
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅱ																																																																																																						
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ																																																																																																						
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ																																																																																																						
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ハ)・Ⅲ																																																																																																						
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・Ⅹ1																																																																																																						
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・(イ)・Ⅹ1																																																																																																						
消音内貼り	サライチヤンパー	M・(ロ)・Ⅸ																																																																																																						
	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅸ																																																																																																						
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																						
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																																																																						
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ																																																																																																						
	P S内及び空隙壁中	—																																																																																																						
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	—																																																																																																						
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ																																																																																																						
	P S内及び空隙壁中	—																																																																																																						
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	天井内	e2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																																																																						
	天井内	e2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ																																																																																																						
19 防凍保温	●																																																																																																							
20 塗装	●																																																																																																							
⑱ 電線	●																																																																																																							

22 はつり及びあと施工アンカー打設	●	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
⑲ 管の埋設深さ	●	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。
24 既設管分岐・接続	●	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25 絶縁継手の設置・種別	●	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フレンジ ・ 全絶縁フレンジ
26 天井上げ区分	●	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
⑳ 他工事との取合区分	●	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
㉑ 施工図等の取扱い	●	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉒ 保険	●	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
㉓ 配管識別	●	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
㉔ 塗落制止用器具（フルハーネス型）	●	※使用を要する 塗落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け発第0622第2号）による ・使用を要しない
㉕ 誘導電動機	●	三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3（1 E 3）トップランナーモーターとする。
33 完成図書の電子納品	●	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 二つ折り製本4部とする。
㉖ その他	●	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
1 共通事項	●	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
2 改修部分の足場	●	本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※ A種（枠組足場） ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について、厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3 既存部分養生・既存家具等養生	●	(1) 関係受注者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
4 備品等の移動	●	・別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5 仮設間仕切り	●	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
6 撤去後機材の扱い	●	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出すること。
7 支持金物の再使用	●	(1) インサート金物 ・ インサートの毎毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
8 あと施工アンカーの種別	●	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9 フロン回収	●	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊フロン吸入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
10 総合調整	●	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11 既設基礎類の解体はつり	●	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12 アスベスト事前調査結果の報告	●	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わりなく、結果を知事又は市長あてに報告すること。
13 その他	●	(1) 図面上の縮尺は、J I S A 1版とし縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 2023.4

設計年月日		縮尺		工事名称		図面名		図面番号	
				野寺放課後児童保育室建設工事		機械設備工事特記仕様書（1）		M - O 1	

	<p>(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。</p> <p>(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（(一財)日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。</p>	<p>⑬ 空気熱源ヒートポンプ空調機</p> <p>標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機駆動機の制御方式 ※回転数制御 ・ オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R 4 1 0 A、R 3 2 又は R 4 0 7 C) (注1) R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 3 2を採用した場合、冷媒配管の新熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。</p>	<p>12 振音装置</p> <p>⑮ その他</p>	<p>・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・ 別途工事)</p> <p>・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・ 別途工事)</p> <p>・多目的トイレブースに設置する。(※本工事 ・ 別途工事)</p> <p>衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。</p>	<p>② 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。</p> <p>3 満水試験継手 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・ 満水試験用掃除口ソケット</p> <p>④ 樹の適用 別紙樹表による。</p>																																																																	
<p>① 設計温度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 期</td> <td>34.8℃</td> <td>58%</td> <td>27℃</td> <td>50%</td> <td>26℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>1.7℃</td> <td>42%</td> <td>20℃</td> <td>40%</td> <td>22℃</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外気処理用エアコンの室内設定値は、夏期湿度50%とする。</p>		外 気		屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	34.8℃	58%	27℃	50%	26℃	50%	冬 期	1.7℃	42%	20℃	40%	22℃	40%	<p>1 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・ スライドオンフランジ工法 ・ アングルフランジ工法 ・ アングルフランジ工法</p> <p>2 円形ダクト それ以外の部分 ※アングルフランジ工法</p> <p>3 風量測定口 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>4 チャンパー ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ ステンレス製) ・ 硬質塩化ビニル管 (V U) ・耐火二層換気管又は耐火V P ※フレキシブルダクト (・保温付 ・ 保温無) (注) 1 使用区分は図示による。</p> <p>5 ダンパー 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト</p> <p>6 多温箇所排気ダクト (1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。(2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・ 300×300 ・ 300×500 ※400×600 ・ 550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付け付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>7 風量測定口 (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>8 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。(2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付け付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・ 300×300 ・ 300×500 ※400×600 ・ 550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付け付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>9 吹出口及び吸込口ボックス ※亜鉛鉄板製 ・ ガラスウール製</p> <p>10 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p>	<p>● 給水設備</p>	<p>配管材料は ※下記 ・ 図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>・ SUS ・ SGP-PD ・ ポリブテン管 ※H1VP</td> </tr> <tr> <td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管</td> <td>・ SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>・ SUS ・ SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (水道直結部分)</td> <td>※H1VP ・ 水道用ステンレス鋼管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>・ H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>県営住宅 住戸内</td> <td>※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、P S内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>湿潤シンダー内配管</td> <td>※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・ SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>※H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、P S内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJIS H 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・ ガブ) ※協管) 便所 ・ 廊下流し漏り露出配管 (協管) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-IIによる。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、該接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。</p>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	・ SUS ・ SGP-PD ・ ポリブテン管 ※H1VP	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	・ SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	・ SUS ・ SGP-PD	地中埋設部 (水道直結部分)	※H1VP ・ 水道用ステンレス鋼管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)	地中埋設部 (一般部分)	・ H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)	便所天井内、P S内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管	湿潤シンダー内配管	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・ SGP-PD	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)	便所天井内、P S内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管	<p>● 給湯設備</p> <p>① 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管 (M鋼管) ① 一般配管用ステンレス鋼管 ・ ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</p> <p>2 絶縁フランジ 取付部は下記による。 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分</p> <p>③ 弁 類 (1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。(2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-IIによる。</p> <p>4 ガス瞬間湯沸器 ※屋外設置の潜熱回収型 ・ PS室内設置の潜熱回収型</p> <p>5 電気給湯器 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。</p>
	外 気		屋 内																																																																			
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																
夏 期	34.8℃	58%	27℃	50%	26℃	50%																																																																
冬 期	1.7℃	42%	20℃	40%	22℃	40%																																																																
施 工 箇 所	管 種 別																																																																					
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	・ SUS ・ SGP-PD ・ ポリブテン管 ※H1VP																																																																					
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	・ SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管																																																																					
保温をしない屋外露出部	・ SUS ・ SGP-PD																																																																					
地中埋設部 (水道直結部分)	※H1VP ・ 水道用ステンレス鋼管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																					
地中埋設部 (一般部分)	・ H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																					
県営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)																																																																					
便所天井内、P S内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																					
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																					
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																					
その他の部分	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管																																																																					
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管																																																																					
湿潤シンダー内配管	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管																																																																					
保温をしない屋外露出部	※SUS ・ SGP-PD																																																																					
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・ 水道用ポリエチレン管 ・ 水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																					
便所天井内、P S内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																					
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																					
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																					
その他の部分	※SUS ・ SGP-PD ・ H1VP ・ ポリブテン管																																																																					
<p>② 総合試運転調整</p>	<p>※本工事 ・ 別途</p> <p>風量調整 ※する ・ しない</p> <p>水量調整 ・ する ※しない</p> <p>騒音の測定 ・ する ※しない</p> <p>室内外空気温度の測定 ※する ・ しない</p> <p>室内気流及びじんあいの測定 ・ する ※しない</p> <p>初期運転状態の記録 ※する ・ しない</p> <p>工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・ する ※しない</p>	<p>⑭ 保 温</p> <p>下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN ・ (ロ) ・ X Iとする。 保温施工範囲は、給気用O Aダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・ 湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh ・ (イ) ・ Ⅹとし範囲は図示による)</p>	<p>● 給水設備</p>	<p>(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJIS H 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・ ガブ) ※協管) 便所 ・ 廊下流し漏り露出配管 (協管) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-IIによる。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、該接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。</p>	<p>○ 消火設備</p> <p>1 配管材料 屋内消火栓用 一般配管※SGP (白) ・ STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・ H I V P 消火用 一般配管※SGP (白) ・ STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・ H I V P 不活性ガス消火用 ※STPG370 (白) Sch40 ・ STPG370 (白) Sch80</p> <p>2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・ 標準図施工4 (・ (a) ・ (b) ・ (c))</p>																																																																	
<p>3 煙 道</p> <p>4 煙 突</p> <p>5 長方形ダクト</p> <p>6 円形ダクト</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンパー</p>	<p>(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・ 4.5mm)</p> <p>(2) ばい煙濃度計 ※設ける ・ 設けない</p> <p>(3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は8φとする) ・ 設けない</p> <p>※別途 ・ 本工事</p> <p>※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・ スライドオンフランジ工法 ・ アングルフランジ工法</p> <p>それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・ 高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・ 高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・ 塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ ステンレス製) ・ 硬質塩化ビニル管 (V U) ・ 換気用耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・ 保温無) (注) 1 使用区分は図示による。</p> <p>取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト</p>	<p>⑯ 排煙設備</p> <p>1 ダクト ※亜鉛鉄板</p> <p>2 排煙口の形式 ※天井取付 (・スリット形 ※スイング形) ・ 壁取付 (・スリット形 ・ スイング形)</p> <p>3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・ 電気式 (遠隔操作 ・ 不要 ・ 要)</p> <p>4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書 ((一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。</p>	<p>● 給水設備</p>	<p>2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。</p> <p>③ 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きめの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・ 水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐凍水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。</p> <p>④ 量 水 器 ※観メーター (※賞与品 ・) ・ 子メーター (※買取り ・)</p> <p>⑤ 量水器樹</p> <p>⑥ 弁 類 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。</p> <p>7 水 栓 柱 ・ 防凍コンクリート水栓柱 (120OL) ※不凍給水栓</p> <p>8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・ 標準図施工4 (・ (a) ・ (b) ・ (c))</p> <p>9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。</p> <p>⑩ 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。</p> <p>⑪ 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。</p>	<p>○ ガス設備</p> <p>1 配管材料 ・ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・ 液化石油ガス 一般配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ SGP (白) 地中埋設 ※ PE管</p> <p>2 ガス漏れ警報遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。</p> <p>3 液化石油ガスの供給機 ガス設備工事の施工者にガスの供給機は付帯しない。</p>																																																																	
<p>9 吹出口及び吸込口ボックス</p> <p>10 ダンパー</p> <p>⑰ 配管材料</p>	<p>※亜鉛鉄板製 ・ ガラスウール製</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・ 10以上 液管 ・ 20以上 ※10以上) ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。</p> <p>(5) ドレン管 (屋外) ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ 硬質塩化ビニル管V P ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (SADACH' L'UN' A' 相当品) ・ 耐火二層管V P (F D P S - 1) ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ 硬質塩化ビニル管V P (消防協議事項:) ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。</p> <p>(6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) ・ 運 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (黒) Sch40 ・ ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・</p>	<p>⑰ 自動制御</p> <p>1 中央監視制御装置 ・ 有り ※無し</p> <p>2 構成・機能 図示による</p> <p>3 電気計装用機材 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属配線とする。 天井内隠れ電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p>	<p>● 給水設備</p>	<p>10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。</p> <p>⑪ 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。</p>	<p>○ 厨房設備</p> <p>1 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。</p> <p>2 シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・ 自動水栓</p> <p>3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。</p>																																																																	
<p>12 弁 類</p> <p>13 温度計</p> <p>14 圧 力 計</p> <p>15 瞬間流量計</p> <p>16 油面制御装置</p> <p>17 冷却塔</p>	<p>規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンパー、レタンダクト、外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー (往) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (往) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>瞬間流量計はビト管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・ 個) 付属とする。 ・ 熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 ・ 空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。</p> <p>※往又はどちらからの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 制御盤には (※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・ 過満警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。</p> <p>※直交流式 ・ 向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。</p>	<p>⑱ 衛生器具付属水栓</p> <p>(1) 器具付属止水栓は ※ドライバー式 ・ ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。</p> <p>4 自動水栓類の電源 ※AC100V ・ 乾電池等 ・ 自己発電</p> <p>⑳ 暖房設備</p> <p>(1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・ 温風乾燥 ・ トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・ 貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・ AC100V ・ 乾電池等 ※自己発電</p> <p>㉑ 大便器洗浄・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※節水I型 ・ 節水II型とする。 ・ 洗浄弁操作方式は、※手動式 ・ 電気開閉式 (※センサー式 ・ タッチスイッチ式) ・ 上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じて低圧形とする。</p> <p>㉒ 大便器耐火カバー ※設ける (ピット内は除く) ・ 設けない</p> <p>㉓ 掃除戻し ※共栓なしとする。 ・ 共栓付とする。</p> <p>㉔ 排水器具用J M継手 ※使用できる ・ 使用できない</p> <p>10 標 記 板 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。</p> <p>11 水せつけん入れ せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。</p>	<p>● 排水設備</p>	<p>⑰ 配管材料</p> <p>配管材料は ※下記 ・ 図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P</td> </tr> <tr> <td>厨房等の温排水</td> <td>※SGP (白) ・</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される箇所</td> <td>※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される場所</td> <td>※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部</td> <td>※RS-V U又はリサイクルV U ・ V U ・ 卵形管 (ゴム輪接合) ・ REP-V U (軽荷重の場合) ・ RF-V P又はリサイクルV P ・ V P</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)</td> </tr> <tr> <td>通気配管</td> <td>※リサイクルV P又はRF-V P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. リサイクルV P、リサイクルV UはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管RF-V P、RS-V U又は、REP-V Uは標準仕様書第2編2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はV 45度で行う。</p>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P	厨房等の温排水	※SGP (白) ・	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・ V U ・ 卵形管 (ゴム輪接合) ・ REP-V U (軽荷重の場合) ・ RF-V P又はリサイクルV P ・ V P	共通	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)	通気配管	※リサイクルV P又はRF-V P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	<p>舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書</p> <p>第1条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。) の処理に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・ 種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・ 中間処理施設 市 地内、 (株) ・ 処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入 (処理に焼却又は溶融含まず) ・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は溶融を含む)</p> <p>2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) により管理するものとする。</p> <p>第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示するものとする。</p> <p>第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に意義が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。</p>																																											
施 工 箇 所	管 種 別																																																																					
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P																																																																					
厨房等の温排水	※SGP (白) ・																																																																					
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)																																																																					
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																					
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P																																																																					
耐火性能を要求される場所	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																					
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																					
地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・ V U ・ 卵形管 (ゴム輪接合) ・ REP-V U (軽荷重の場合) ・ RF-V P又はリサイクルV P ・ V P																																																																					
共通	※耐火二層管V P (FDPS-1) 又は耐火V P ・ SGP (白)																																																																					
通気配管	※リサイクルV P又はRF-V P ・ V P ・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																					
<p>設計年月日</p>	<p>縮尺</p>	<p>工事名称</p>	<p>図面名</p>	<p>図面番号</p>																																																																		
		<p>野寺放課後児童保育室建設工事</p>	<p>機械設備工事特記仕様書 (2)</p>	<p>M - 0 2</p>																																																																		

機器表

記号	名称	台数	仕様	電源(50Hz)				設置場所	備考
				kW	φ	V	起動		
FE-7	排気ファン <2F 倉庫系統>	1	形式 : 低騒音形天井扇・インテリア格子パネルタイプ	0.028	1	100	直入	2F 倉庫	
			仕様 : 100 φ × 50 m3/h × 50 Pa						
			付属品 : 風圧式逆流防止シャッター 天吊金具、他標準付属品一式						
FE-8-1	排気ファン	2	形式 : レンジフードファン(ブース形)	0.079	1	100	直入	1F 事務室	
			仕様 : 150 φ × 300 m3/h × 140 Pa						
FE-8-2	<1Fミニキッチン排気系統>		仕様 : 150 φ × 300 m3/h × 140 Pa					2F キッチン	
			付属品 : 上幕板H=300、ワイヤレスリモコン 照明ランプ、他標準付属品一式						
HEU-1	全熱交換ユニット	1	形式 : 天井カセット形	0.195	1	100	直入	1F 事務室	
			仕様 : 200 φ × 360 m3/h × 160 Pa						
			付属品 : 化粧パネル、コントロールスイッチ、防振吊金具 他標準付属品一式						
CF-1	サイクル扇	16	形式 : サイクル扇	0.030	1	100	直入	1F 児童保育室1,2 2F 児童保育室3,4	
			仕様 : 300 φ × 2,780 m3/h						
			付属品 : 防護ガード、他標準付属品						
	サイクル扇用速度調節器	8	形式 : 速度調節器(2台同時運転用)						配線は電気工事

※電気容量は参考値とする。

凡例

記号	名称	仕様
——	ダクト	スパイラルダクト(亜鉛鉄板製) ※外壁貫通部から2m以内は保温
——	ダクト(US系統)	スパイラルダクト(SUS製) ※外壁貫通部から2m以内は保温
——	ダクト	フレキシブルダクト
☒ ☒	制気口	吹出口、吸込口
VD	風量調節ダンパー	
FD	防火ダンパー	
VC ◁	ベントキャップ	SUS製 薄形フラットフード ※指定色焼付塗装
◻ ◻	空調機	
◻	送風機	
◻	天井扇	
◻	全熱交換ユニット	
— R —	冷媒配管	冷媒用被覆銅管 JIS H 3300
— D —	ドレン配管	保温機能付空調用ドレン管
— D —	ドレン配管	硬質塩化ビニル管 VP ※ビット、地中 JIS K 6741
●	防火区画貫通処理	
——	リモコン配線	EM-CEES JIS C 3401
——	リモコン配線	EM-CEES (集中リモコン) JIS C 3401

制気口リスト

階	室名	吹出口					ボックス				数量
		種別	風量 m3/h	種類	幅 mm	奥行 mm	フィルター	幅 mm	奥行 mm	高さ mm	
1	学童保育室1	OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	300	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		1
1	学童保育室2	OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
1	WC通路	OA	300	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		1
1	男子WC										
1	女子WC										
1	多目的WC										
1	事務室(ミニキッチン)	OA	300	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		1
1	シャワーブース・洗濯機										
1	階段下倉庫										
1	エントランス	OA	630	VHS	350 × 350	○	550 × 550 × 400	H	GW25t		1
2	学童保育室3	OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	300	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		1
2	学童保育室4	OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
		OA	225	VHS	250 × 250	○	450 × 450 × 350	H	GW25t		2
2	男子WC										
2	女子WC										
2	通路	OA	1030	VHS	450 × 450	○	650 × 650 × 450	H	GW25t		1

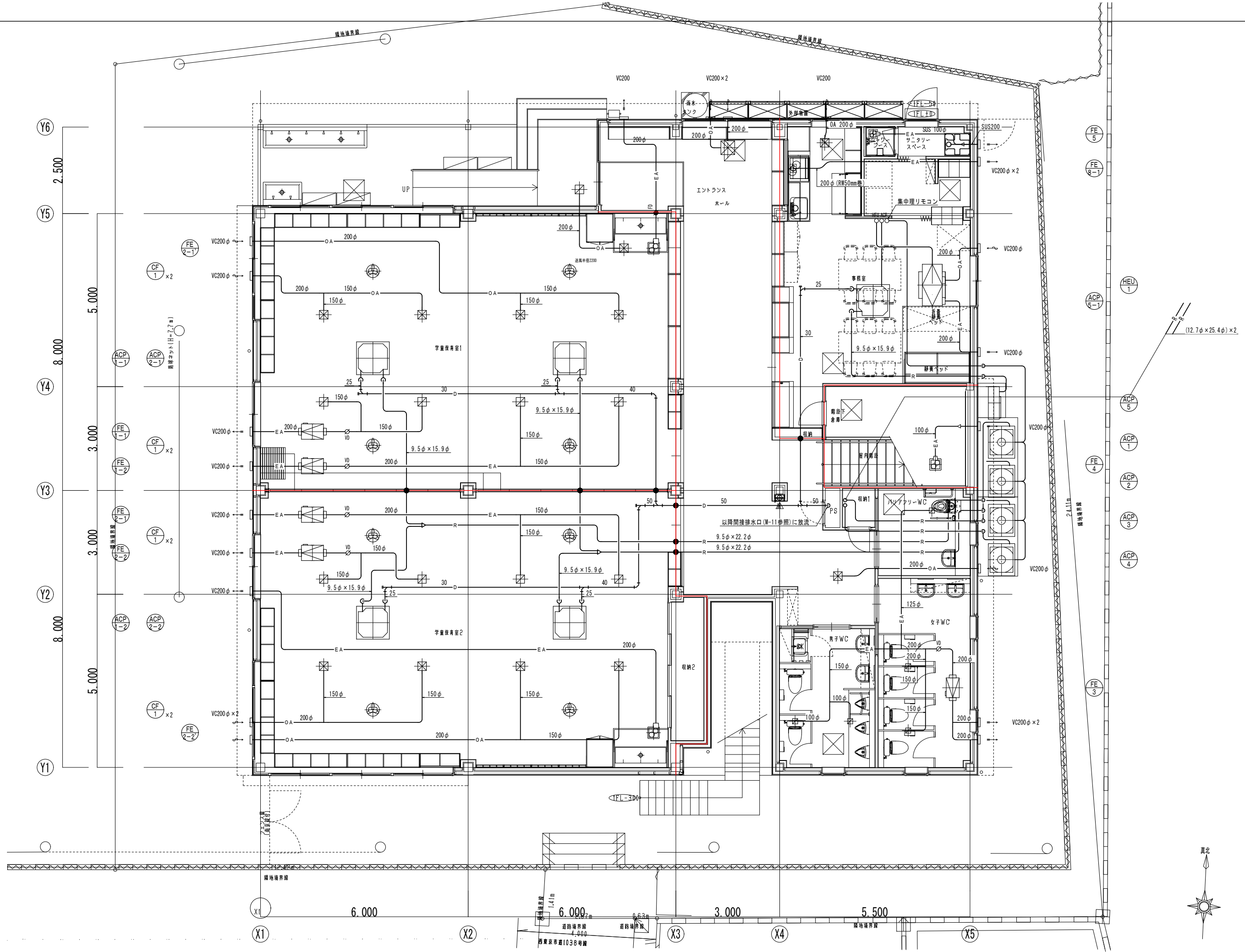
階	室名	吸込口					ボックス				数量
		種別	風量 m3/h	種類	幅 mm	奥行 mm	幅 mm	奥行 mm	高さ mm	内張り	
1	学童保育室1	EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
		EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
		軒天OA	300	GVS	250 × 250		450 × 450 × 350	H			1
		EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
		EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
2	学童保育室3	EA	80	GVS	150 × 150		350 × 350 × 300	H			2
		EA	110	GVS	150 × 150		350 × 350 × 300	H			2
		EA	100	GVS	150 × 150		350 × 350 × 300	H			1
		EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
2	学童保育室4	EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
		EA	225	GVS	200 × 200		400 × 400 × 350	H			2
		EA	80	GVS	150 × 150		350 × 350 × 300	H			2
		EA	110	GVS	150 × 150		350 × 350 × 300	H			2

工事名 野寺放課後児童保育室建設工事

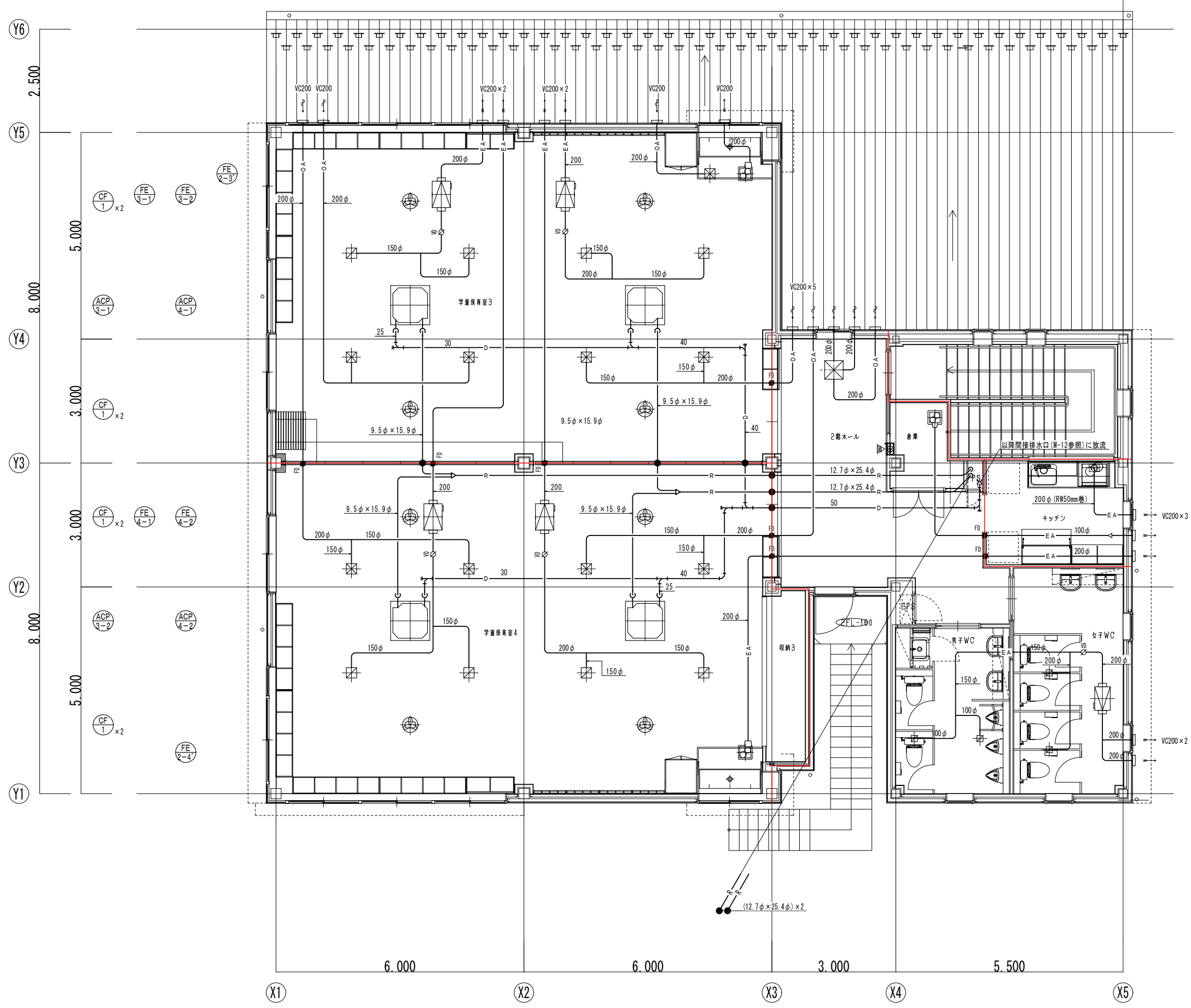
図面名 空調換気設備 機器表(2)・凡例・制気口リスト

縮尺 A1 : N・S
A3 : N・S

図番番号 M-04



工事名 野寺放課後児童保育室建設工事 図面名 空調換気設備 配管・ダクト1階平面図		縮尺 A1: 1:50 A3: 1:100	図面番号 M-05
--	--	--------------------------	-----------



		工事名 野寺放課後児童保育室建設工事			
		図面名 空調換気設備 配管・ダクト2階平面図		縮尺 A1 : 1:50 A3 : 1:100	図番番号 M-06

機器表

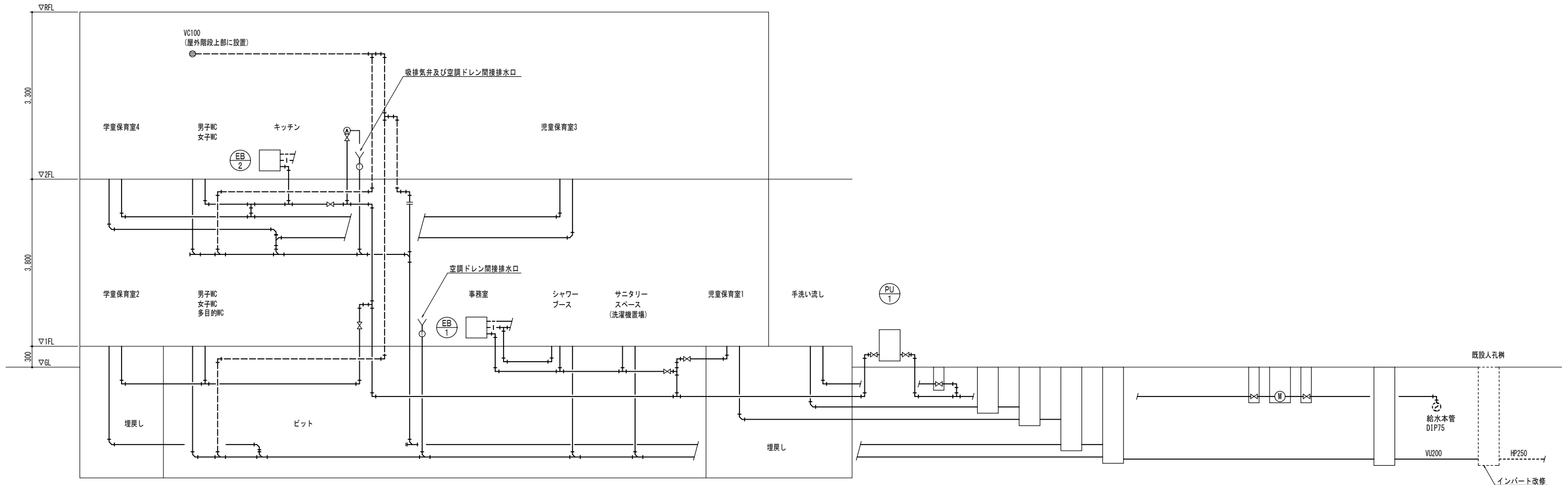
記号	名称	台数	仕様	電源(50Hz)				設置場所	備考
				kW	φ	V	起動		
PU-1	直結増圧ポンプユニット	1	形式 : 推定末端圧力一定制御、単独交互運転 キャビネットタイプ 仕様 : 32 φ × 120 L/min × 18 m 付属品 : 制御盤、減圧式逆流防止装置 ノイズフィルタ、ACリアクトル 他標準付属品一式	0.750	1	200	INV		
EB-1	電気温水器	1	形式 : 貯湯式床置型 定格消費電力 : 3.1 kW 最大貯湯量 : 50 L 設定温度 : 30 ~ 75 °C 付属品 : 給湯コントローラー、ウィークリータイマー 自動湯水入替機能、フローキャッチャー 耐震脚、他標準付属品一式	3.100	1	200	直入	1F 事務室	
EB-2	電気温水器	1	形式 : 貯湯式床置型 定格消費電力 : 2.0 kW 最大貯湯量 : 30 L 設定温度 : 30 ~ 75 °C 付属品 : 給湯コントローラー、ウィークリータイマー 自動湯水入替機能、フローキャッチャー 耐震脚、他標準付属品一式	2.000	1	200	直入	2F キッチン	
F-1	消火器	3	形式 : 粉末ABC消火器・10型					1F 通路 2F 通路	

※電気容量は参考値とする。

※電気温水器は建築基準法施行令第129条の2の3第三号、告示1388に適合したものとす。

凡例

記号	名称	仕様
———	給水管	水道用耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 HIVP JIS K 6742
———	給水管	一般配管用ステンレス鋼管 SUS ※引込管 JIS G 3448
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 内管VP
———	排水管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 RF-VP JIS K 9798
———	排水管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 RS-VU ※地中埋設 JIS K 9797
-----	通気管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 RF-VP JIS K 9798
———	給湯管	一般配管用ステンレス鋼管 SUS JIS G 3448
GV	仕切弁	青銅製 JIS10K JV 5
CV	逆止弁	青銅製 JIS10K JV 5
⊗	弁榫	
⊗	水栓類	
⊙	洗浄弁	
COA	掃除口	(床下・床下)
VC	通気口	
⊙ Y	間接排水口	
○	汚水榫	プラスチック製
①	トラップ榫	プラスチック製
⊗	地中埋設榫	コンクリート製
●		防火区画貫通処理



器具表

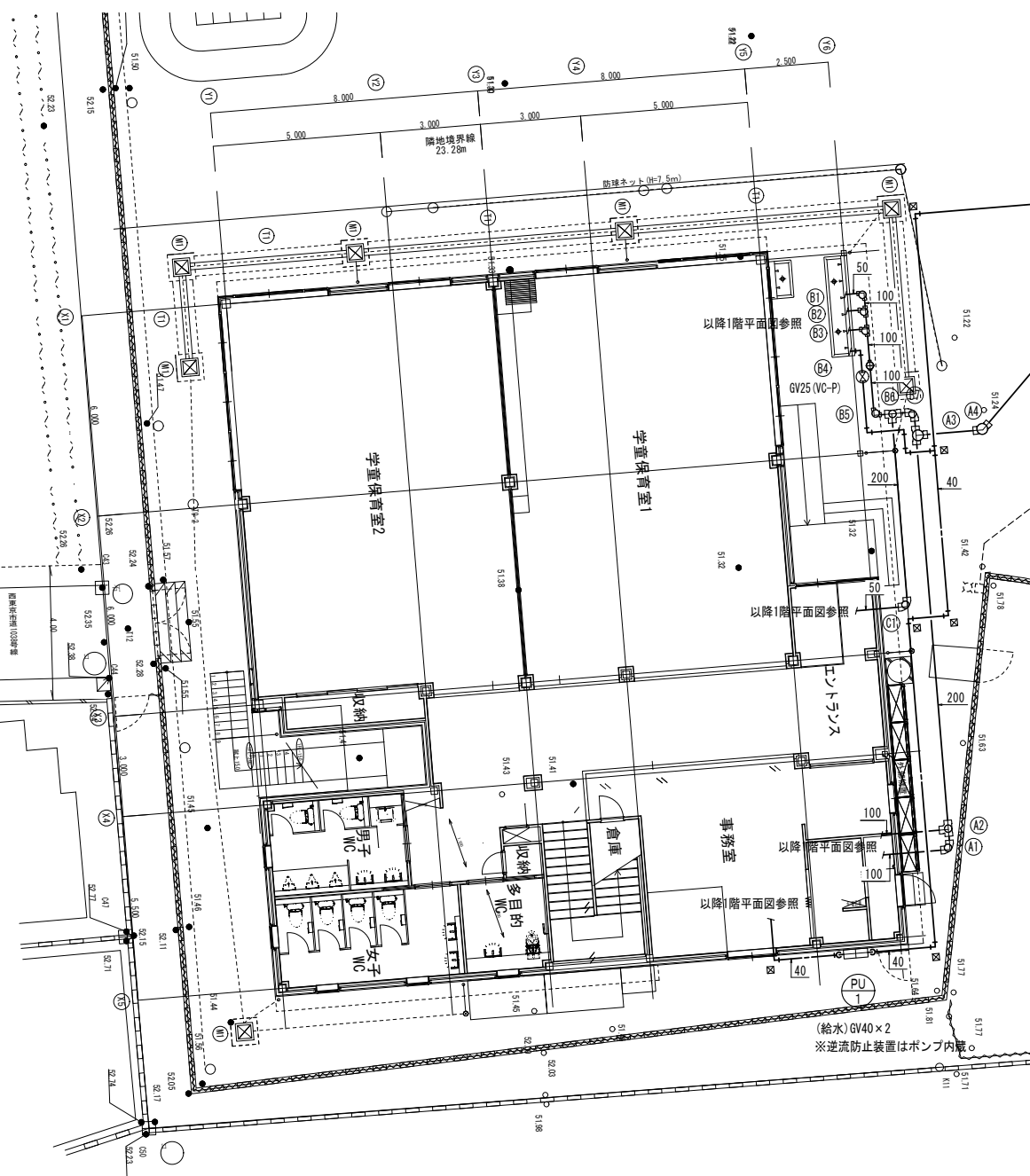
名称	仕様	参考型番・付属品		電源 (AC100)	合計	1F										2F					備考			
		TOTO	LIXIL			学 童 保 育 室 1	学 童 保 育 室 2	男 子 W C	女 子 W C	多 目 的 W C	事 務 室	シャ ワ ー ブ ー ス	サ ニ タ リ ー ス ペ ー ス	学 童 保 育 室 3	学 童 保 育 室 4	男 子 W C	女 子 W C	キ ッ チ ン	屋 外					
洋風大便器	掃除口付床置床排水大便器・フラッシュタンク式(手動)、壁給水 普通便座 棚付二連紙巻器(ステンレス製)	CFS498BC TC301 YH702	BC-P110SM、DQ-PA150CH CF-49AT CF-63HST		12			2	4									2	4					
洋風大便器	掃除口付床置床排水大便器・フラッシュタンク式(オート便器洗浄タイプ)、壁給水 温水洗浄便座(便ふたなし、金属製ベースプレート仕様) タッチ式便器洗浄リモコン、温水洗浄便座リモコン 棚付二連紙巻器(ステンレス製) パウチ・しびん洗浄水栓付背もたれ(ハードタイプ)	CFS498BC TCF5840AUPN YH702 EWCS802AR	BC-P110SM、DQ-PA150CH CW-PA21L-NEBC CF-63HST SF-319	1,260W	1					1														はね上げ手すり、L型手すりは建築工事
小便器	壁掛形自動洗浄小便器 (低リップ・節水タイプ)	UFS900R	U-A51AP	0.5W以下	6			3										3						
小便器用手すり	建築工事				2			1										1						
壁掛洗面器	寸法500×400 自閉式立水栓、壁給排水	L210D TL19AR、TLDP2105J、TL4CFU	L-132AG LF-P02B、TF-3V、LF-4PA		9			2	2	1								2	2					
掃除用流し	Sトラップ、壁給水 レバー式横水栓、20mm	SK22A T23AEQ20	S-202A LF-7KEZ-19		2			1										1						
洗濯機用横水栓	緊急止水	TW11R	LF-WJ50KQA		1							1												
横水栓	吐水口回転	T200SNR13C	LF-7R-13-U		20	3	3										3	3					8	
ミニキッチン	建築工事 ※水栓類の取り付け、給水管及び排水管接続は本工事				2																			1
シャワーユニット	建築工事 ※水栓類の取り付け、給水管及び排水管接続は本工事				1								1											

※電気容量は参考値とする。

汚水樹リスト2

記号	名称	サイズ	現地地盤高 測量図GL m	基準GL との差 mm	区間	距離 mm	流入管 サイズ mm	勾配 /100	勾配による レベル差 mm	流入管底 基準GL mm	管底差 (ステップ) mm	流出管底高 基準GL mm	樹深さ mm	流出管底高 測量図GL m	蓋仕様	備考	
B1	小口径樹	90L 100×100	-200	51.35	-	B1											
B2	小口径樹	90Y 100×100	-200	51.35	B1 - B2	500	100	2.0	-10	-705		-695	695	50.655	塩ビ蓋		
B3	小口径樹	90Y 100×100	-200	51.35	B2 - B3	600	100	2.0	-15	-720		-705	705	50.645	塩ビ蓋		
B4	小口径トラップ樹	100×100	-200	51.35	B3 - B4	1,100	100	2.0	-25	-745	-20	-720	720	50.630	塩ビ蓋	バケツ付防臭ため樹	
B5	小口径樹	90L 200×200	-200	51.35	B4 - B5	1,500	100	2.0	-30	-795		-765	765	50.585	塩ビ蓋		
B6	小口径樹	90Y 200×200	-200	51.35	B5 - B6	530	200	1.2	-10	-805	-30	-795	795	50.555	塩ビ蓋	手洗い流し合流	
B7	小口径樹	90L 200×200	-200	51.35	B6 - B7	700	200	1.2	-10	-845		-835	835	50.515	塩ビ蓋		
					B7 - A3	710	200	1.2	-10	-855		-845	845	50.505	塩ビ蓋	A3に合流	
C1	小口径樹	90L 200×200	-200	51.35	-	C1											
					C1 - B6	5,800	200	1.2	-70	-805		-735	735	50.615	塩ビ蓋	B6に合流	

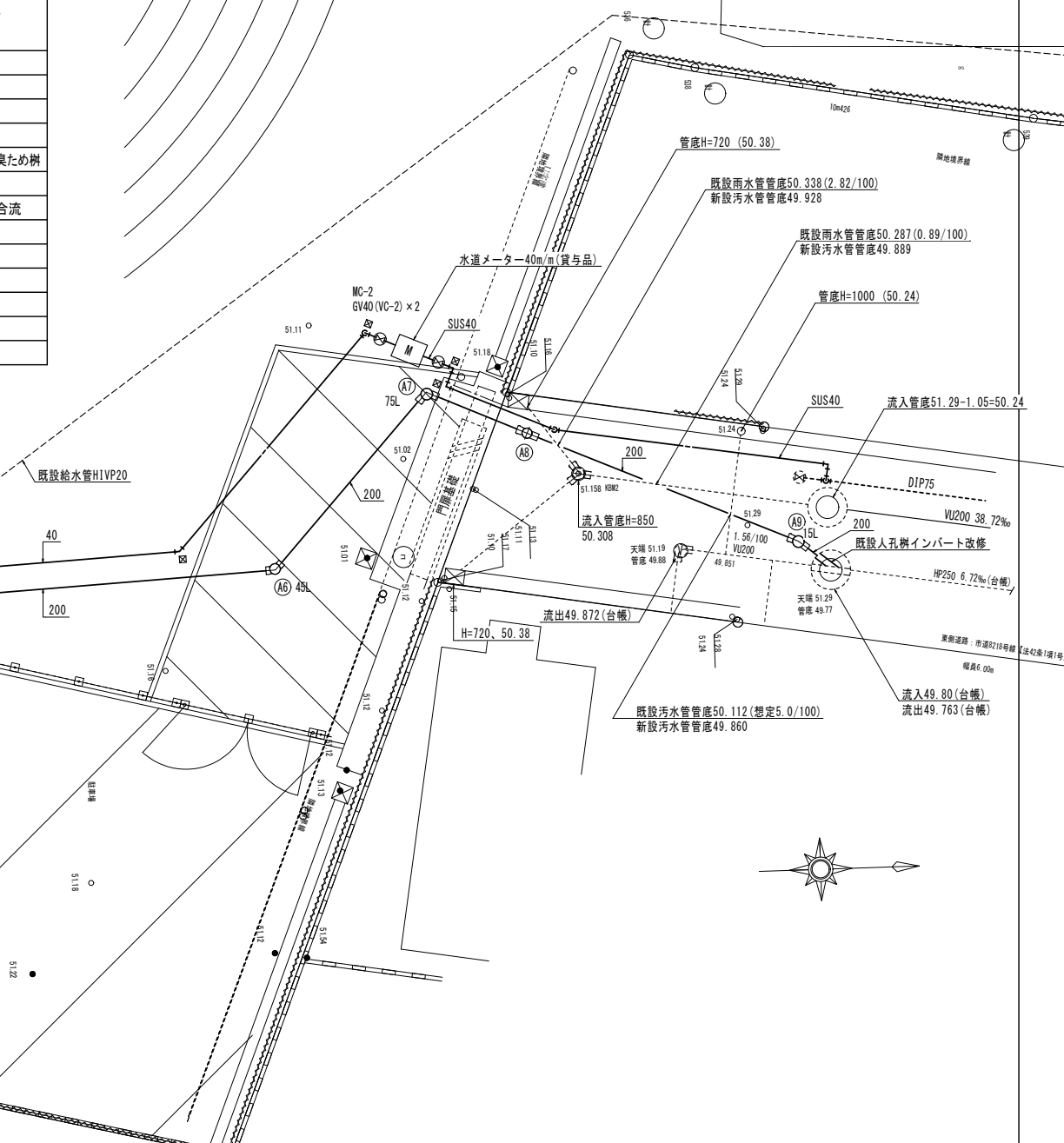
基準GL 51.35 m



汚水樹リスト1

記号	名称	サイズ	現地地盤高 測量図GL m	基準GL との差 mm	区間	距離 mm	流入管 サイズ mm	勾配 /100	勾配による レベル差 mm	流入管底 基準GL mm	管底差 (ステップ) mm	流出管底高 基準GL mm	樹深さ mm	流出管底高 測量図GL m	蓋仕様	備考
A1	小口径樹	90L 200×200	-200	51.35	-	A1										
A2	小口径樹	90Y 200×200	-200	51.35	A1 - A2	600	200	1.2	-10	-680	-30	-670	670	50.680	塩ビ蓋	
A3	小口径樹	WLS 200×200	-300	51.35	A2 - A3	11,800	200	1.2	-145	-855	-30	-710	710	50.640	塩ビ蓋	2F系統合流
A4	小口径樹	45L 200×200	-300	51.20	A3 - A4	2,000	200	1.2	-25	-910		-885	885	50.465	塩ビ蓋	手洗い流し系統合流
A5	小口径樹	45L 200×200	-300	51.14	A4 - A5	8,200	200	1.2	-100	-1,010		-910	760	50.440	塩ビ蓋	
A6	小口径樹	45L 200×200	-300	51.09	A5 - A6	22,200	200	1.2	-270	-1,280		-1,010	800	50.340	塩ビ蓋	
A7	小口径マンホール	75L 200×200	-300	51.07	A6 - A7	7,100	200	1.2	-90	-1,370		-1,280	1,020	50.070	鑄鉄製蓋T-25	
A8	小口径マンホール	ST 200×200	-300	51.16	A7 - A8	3,320	200	1.2	-40	-1,410		-1,370	1,090	49.980	鑄鉄製蓋T-25	最終樹
A9	小口径マンホール	15L 200×200	-300	51.29	A8 - A9	8,910	200	1.2	-110	-1,520		-1,410	1,220	49.940	鑄鉄製蓋T-25	
	既設人孔接続管の流入管底				A9 -	1,320	200	1.2	-20	-1,540		-1,520	1,460	49.830	鑄鉄製蓋T-25	
	既設人孔の流入管底		51.29											49.810		
														49.800		台帳記載値

基準GL 51.35 m

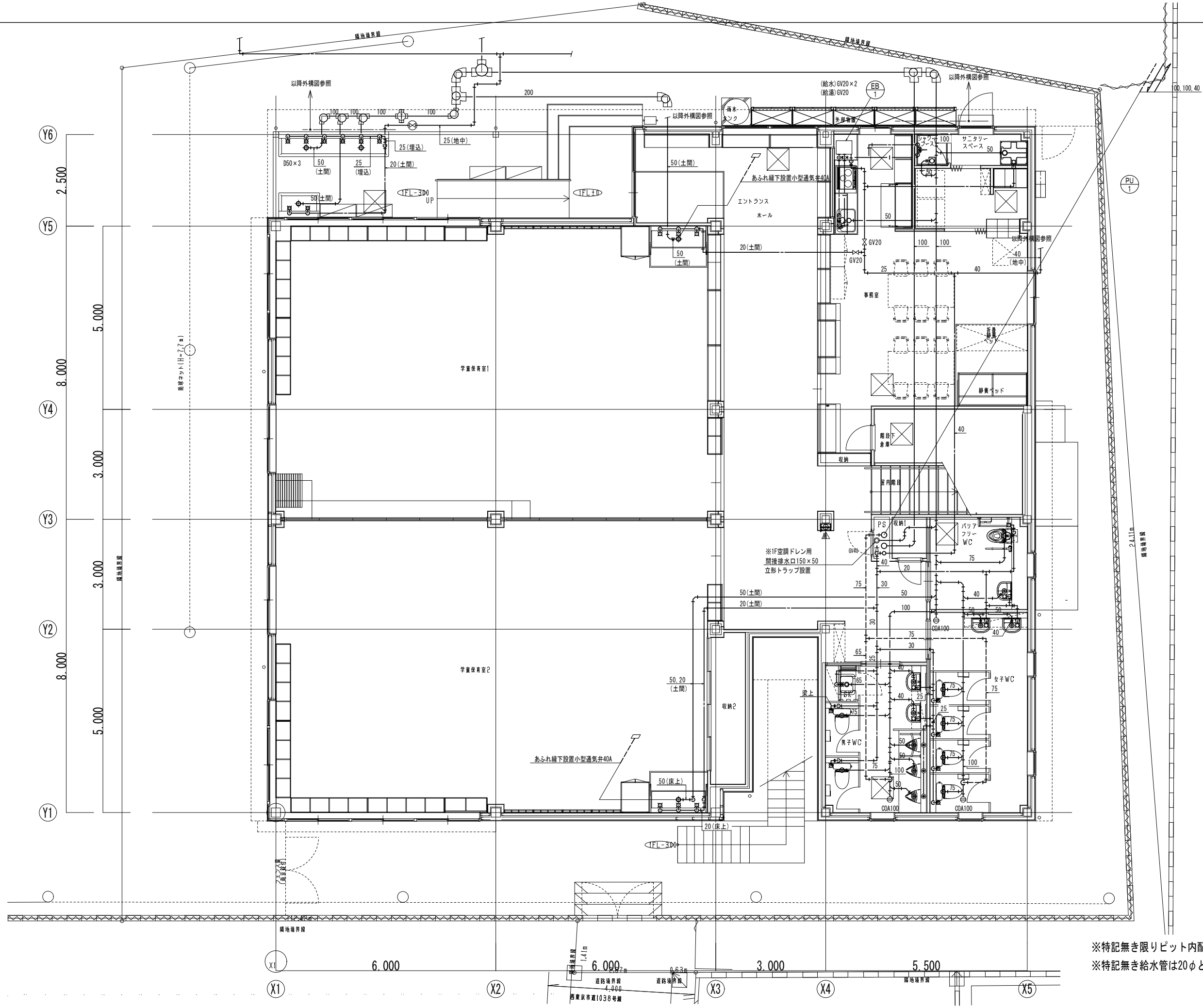
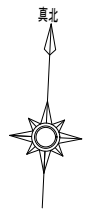


工事名 野寺放課後児童保育室建設工事

図面名 給排水衛生設備 外構図

縮尺 A1 1:100
A3 1:200

図面番号 M-09



※特記無き限りピット内配管を示す。
 ※特記無き給水管は20φとする。

工事名 野寺放課後児童保育室建設工事		縮尺 A1: 1:50 A3: 1:100	図番番号 M-10
図面名 給排水衛生設備 1階平面図			

